

兵庫型「体験教育」の評価・検証委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 本県では、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、県民の「参画と協働」を基本姿勢に、子どもたちが「生きる力」を身に付け、たくましく生きていけるよう、児童生徒の発達の段階を踏まえた体験活動を展開してきた。

平成21年度には「環境体験事業」が全公立小学校で実施されたことにより、兵庫型「体験教育」と言える体系的な体験活動が整備された。これを契機として、各事業の接続やその在り方等について専門的な分析を行うため、「兵庫型『体験教育』の評価・検証委員会」(以下、「評価検証委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 評価検証委員会は、次に掲げる事例を所掌する。

- ・兵庫型「体験教育」にかかる主要各事業の評価・検証
- ・兵庫型「体験教育」の全体像の検討
- ・これからの兵庫型「体験教育」の充実方策等の検討
- ・その他兵庫型「体験教育」の評価・検証に関すること

(組織)

第3条 評価検証委員会は、有識者16名以内の委員をもって構成する。

- 2 評価検証委員会の下に、各学校段階における体験活動について検討を行う義務教育部会及び高校教育部会を設置する。各部会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

(委員長等)

第4条 評価検証委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、評価検証委員会を統括し、議事進行にあたる。
- 4 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する副委員長がその職務を代行する。

(会議)

第5条 評価検証委員会の会議(以下「会議」という。)は、兵庫県教育長が招集する。

(日程)

第6条 評価検証委員会は、施行の日以降3回程度開催し、平成23年3月31日をもって閉じる。

(謝金)

第7条 委員が会議の職務に従事したときは、別に定めるところにより謝金を支給する。ただし、県職員及び県費負担教職員にあっては支給しない。

(旅費)

第8条 委員が会議の職務を行うために、会議に出席したときは、別に定めるところにより、旅費を支給する。旅費の額は、職員等の旅費に関する条例(昭和35年兵庫県条例第44号)に基づき支給する。

(庶務)

第9条 評価検証委員会の庶務は、兵庫県教育委員会事務局教育企画課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、評価検証委員会の運営に必要な事項は別に定める。

附則 この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

この要綱は、平成23年3月31日限り、その効力を失う。